

観 第 2 2 1 - 1 号

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 大澤 正明
(観光物産課)



谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い大規模な雪崩の発生が予想されます。よって、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山者は事前に気象情報を確認するなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないでください。

つきましては、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

記

1 登山禁止地区
危険地区全域

2 登山禁止期間
平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金) から平成 2 5 年 4 月 3 0 日 (火) まで (4 0 日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県観光物産課計画推進係

住所：群馬県前橋市大手町 1 - 1 - 1

電話：0 2 7 - 2 2 6 - 3 3 8 1

(2) 群馬県谷川岳登山指導センター

住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾

電話：0 2 7 8 - 7 2 - 3 6 8 8 (F A X 兼用)

4 参考 (過去の登山禁止期間)

・平成 2 3 年度 (昨年度) 平成 2 4 年 3 月 2 3 日 (金) ~ 4 月 2 7 日 (金)

・平成 2 2 年度 (一昨年度) 平成 2 3 年 3 月 2 2 日 (火) ~ 4 月 2 8 日 (木)

○群馬県谷川岳遭難防止条例による登山禁止地区図

○禁止理由：なだれ

○禁止地区及び禁止期間

危険地区全域



平成25年3月22日(金)から
平成25年4月30日(火)まで



危険地区図